

私たちの生活に密接なかかわりのある計画

新・狭山市環境基本計画を市民皆とんとともに作ります

今日、異常気象や温暖化に代表される環境問題が深刻化し、市民皆さんと密接に連携した自治体の取り組みが重要になってきました。市では平成10年3月、「狭山市環境基本計画」を策定し、環境の保全に関する取り組みの基本的な方向を示してきました。そして今年で策定から5年を迎え、社会経済状況や市民の生活様式も変わってきていることから、新しい環境基本計画の策定に取り組んでいます。今月は、これまでの経過と今後の方向性を皆さんとともに考え、新しい環境基本計画の基本になる方針に対して皆さんのご意見をお寄せください。



日本の環境問題の移り変わり

1970年代	第1の環境の危機 ・産業型公害(光化学スモッグ、大気汚染、水質汚濁)
1970年	・公害国会で14の公害関連法案が成立
1990年代	第2の環境の危機 ・地球環境問題の顕在化(地球温暖化、交通公害、ダイオキシン問題)
1993年	・環境基本法制定
1997年	・京都会議開催
1998年	・狭山市環境基本計画策定
2000年	・国の環境基本計画の見直し
2001年	・県の環境基本計画の見直し
2002年	・市の新・環境基本計画を検討

公害問題から環境問題への対応

平成9年度に狭山市環境基本計画を環境問題は、1970年代の高度経済成長による、産業公害を第一の環境の危機とする、現在、私たちは地球温暖化、交通公害など、さまざまな問題による第二の環境の危機に直面しています。第一の環境の危機は公害などの原因が特定されたため、その対策により改善を図ることができました。しかし、第二の環境の危機は、私たちの日常生活や事業活動などが大きな原因となっているため、私たちの生活のあり方そのものを見直さなくては解決できません。そのために私たちは、20世紀の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会を見直し、

これまでの市の取り組み

市では、計画に基づき市民・事業者の協力により、環境先進都市を目指して事業を推進しています。

特に、緑地の保全やダイオキシン類の排出抑制対策をはじめ、平成12年度にはISO14001を認証取得しました。また、全国初のノーレジ袋デーを実施したほか、地球環境に負担をかけない太陽光・太陽熱などの自然エネルギーを活用した入間川小学校、サンパーク奥富の建設や、環境に配慮した公共施設の整備にも積極的に取り組んでいます。

基本目標 : 環境にやさしい地域社会の実現
 環境汚染の防止と環境監査制度導入の推進
 省資源・省エネルギー型社会への指向



平成12年6月9日、ISO14001を認証取得



JQA-EM0890
 狭山市本庁舎



昨年11月2日、全国で初めて実施した「ノーレジ袋デー」

基本目標 : みどりに恵まれた
 うるおいのある環境の確保

自然との共生
 環境調和型まちづくり



基本目標 : 環境学習と環境保全への
 積極的行動への推進

環境学習の推進と環境保全活動への自主的参加
 環境情報の整備
 地球環境問題の国際的取組への協力



太陽光と太陽熱を活用した「サンパーク奥富」

自然や資源には限りがあることを認識して、効率よく資源やエネルギーの活用を図ってきました。その流れの中で21世紀を目前にし、環境への負担をできる限り少なくする、自然とのふれあいが保たれた社会を作り上げていくための、共通目標と道筋を示す必要があります。このため市では、「狭山市総合振興計画」を支える環境分野の計画として、「狭山市環境基本条例」に基づき、狭山市の環境行政の道筋となる「狭山市環境基本計画」を平成9年度に策定しました。

「狭山市環境基本計画」は、市民・事業者の皆さんの参加を求めながら狭山市の環境保全を総合的・体系的に進めることを目的とし、狭山市の望ましい環境イメージを、みどりを友とし地球にやさしい都市・さやまとしつゝ、

みどりに恵まれたうるおいのある環境の確保
 環境にやさしい地域社会の実現

環境学習と環境保全への積極的行動の促進を基本目標にして、7つの基本方針で構成しました。この計画が対象とする範囲は、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境まで幅広くとらえ、市民や事業者の参加と協力のもとに環境保全を推進するため、長期目標を立てて計画的・総合的に進めています。事業の推進は、市民・事業者・行政の3者がそれぞれの役割(2ページ上図)を明確にしながら、パートナーシップの精神で行うものです。目標年度は平成10年度から23年度までの14年間ですが、おおむね5年ごとに適切な見直しを図るものとしています。